



JAL不当解雇撤回ニュース

No 092 号 2011.12.16
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikekotekkai.com>

都労委で否定された主張の焼き直し 遅れて出された日航の準備書面 都労命令取り消し裁判

12月12日、日本航空が都労委命令の取り消しを求めて起こした行政訴訟=「都労委命令取り消し裁判」の口頭弁論が開催されました。当日は、朝の宣伝行動、裁判傍聴、そして報告集会と行動が組まれました。裁判所前には75名、報告集会には69名の方が参加しました。以下報告集会での山口弁護士、CCU内田委員長、日航乗組小川委員長の報告とあいさつを紹介します。

事実関係に争いなく証人尋問は不要、早期勝利判決をめざす

山口弁護士の報告



JALが、命令が間違っているとの根拠を示す期日=書面の提出期限は11月末日だったのですが、遅れて12月9日になって提出してきました。

会社が提出してきた書面は、「機構は出資予定者であって、使用者ではない」「労組に介入したわけではなく、争議権が確立したら、出資しないと言つただけ」と、都労委で争った当時の状況を書き、「更生計画の期日や」「二次破綻が起こるかも」といった「見解を正しく教えてあげただけ」との主張を展開しています。結局のところ、会社が書面で述べていることは支配介入以外の何物

でもありません。

次回2月9日(10時～)の口頭弁論でこちらの準備書面を準備して、反論していくことになる。本件では事実関係に争いはありません。この「事実」が、支配介入にあたるかどうかという判断が争われているのです。会社は命令を出した労働委員会を訴えているが、「参加人」として私たちが裁判を進めて行くことになります。

双方の主張が整理されたら済む話なので、証人尋問についてはやる必要はないと考えています。

不当解雇事件にも影響してくる問題であり、万全を期して早期勝利解決をめざして取り組みますが、進行状況からして、裁判の終結は、不当解雇事件よりこの訴訟の方が後になると思われます。頑張りましょう。

安全に信頼関係は不可欠、不当労働行為の責任は取らせる

JFU 小川委員長の挨拶

人がいない中、職場は安全確保のために頑張っているが、不安全事例も多く発生しており、冬のシーズンを迎えて大事にいたらなければと思う。会社と不当労働行為と自覚して介入した職制機長など不当労働行為を実行した人には必ず責任を取って頂く。職場での信頼関係なくして安全運航は



ない。今でも不当労働行為の影響が職場に残っている。傷は癒されていません。財務的にいくら改善しても、職場のこうした実態を解決しなければ日航の将来はない。

不当解雇事件も含め問題を一気に解決していきたい

CCU 内田委員長の挨拶



会社は9日によく書面を出してきた。12月9日は、あの解雇通知を受けた日である。この事件は11月16日の発言を問題にしているが、10月頃から看過できない発言は多々あった。再建施策実施については関係先との調整や手続き等々、その時々で色々あったが、管財人

も支援機構も労務も、労働組合に対しては、今日言ったら明日は実行できると言わんばかりの対応をしてきた。文句を言わず従えという対応。職場で加藤管財人代理(当時)は労組について色々言及していた。

不当解雇・不当労働行為の問題はILOに申し立てをしている。先日の京都開かれたILOの会議に参加し、ガイライダ一事務局次長との面談が実現した。これら問題を一気に解決し、経営方針を変えていきたい。

【訂正とお詫び】当方の手違いで86号(12月5日付)に掲載した、全労協全国一般の見機さんと千田さんの写真が入れ替わっていました。訂正の上お詫び致します。